

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	子ども・子育て支援法による子どもための教育・保育に係る給付認定に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、子ども・子育て支援法による子どもための教育・保育に係る給付認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

給付認定の申請者の世帯状況や税額などの個人のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、情報漏えいの事態が生じないよう、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。

## 評価実施機関名

霧島市長

## 公表日

令和3年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どもための教育・保育に係る給付認定に関する事務
②事務の概要	<p><b>ア 事務の説明</b> 施設型給付費認定申請を提出した児童に対し、世帯状況を加味した上で支給認定を行い、保育所・認定こども園の利用調整を実施するとともに各世帯に応じた保育料を決定する。保育所については、費用徴収及び未納世帯へ保育料の納付を促す。</p> <p><b>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</b> 霧島市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の提供等の求め</li> <li>・教育・保育給付認定若しくは教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</li> <li>・支給認定証に関する事務</li> <li>・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</li> <li>・職権による教育・保育給付認定の変更の認定</li> <li>・教育・保育給付認定の取消し</li> <li>・施設等利用給付認定若しくは施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業に関する事務</li> </ul> <p>なお、支給認定申請書・保育施設等利用申込書・現況届及びその添付資料については、窓口や郵送での受領のほか、サービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。 また、支給認定書等の通知については、郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity行政基本</li> <li>・総合福祉Wel+子ども子育て支援</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・MICJET番号連携ネットワークシステム</li> <li>・サービス検索・電子申請機能</li> <li>・鹿児島県電子申請システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
施設入所児童台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の8の項、94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条</p> <p>【各手続の根拠】 子ども・子育て支援法第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第30条の3、第30条の5、第30条の7、第30条の8、第30条の9、第59条 子ども・子育て支援法施行規則第15条、第28条の12</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第59条の2</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2073

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	特記事項	給付認定の申請をした方の世帯状況や税額などの個人のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、情報漏えいの事態が生じないように、申請書の利用・保管については、厳重に取り扱うように努める。	給付認定の申請者の世帯状況や税額などの個人のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、情報漏えいの事態が生じないように申請書の保管については、鍵付の保管庫に日々収納するよう厳重に取り扱うように努める。	事後	
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity子ども子育て支援 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携ネットワークシステム	・Acrocity行政基本 ・Acrocity子ども子育て支援 ・中間サーバー ・MICJET番号連携ネットワークシステム	事後	
平成28年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成28年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理(略) ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請に対する応答	・子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求め ・支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・支給認定証に関する事務	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の94の項  【各手続の根拠】 子ども・子育て支援法第20条、第22条、第23条、第24条 子ども・子育て支援法施行令第3条 子ども・子育て支援法施行規則第2条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条  【各手続の根拠】 子ども・子育て支援法第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第59条 子ども・子育て支援法施行規則第15条	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	II-1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	12,936人
平成29年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	88人(職員等77 電算6 SE5)
平成30年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の116の項	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	(H29改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	I-5-② 所属長	田上 哲夫	岡元 みち子	事後	H29.4.1付け人事異動による
平成30年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	15,072人(児5,220 保5,220 配4,632)
平成30年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	78人(職員等67 電算6 SE5)
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	岡元 みち子	保健福祉部子育て支援課長	事後	記載ルールの変更
平成31年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	13,815人(児4,736 保4,736 配4,343)
平成31年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	79人(職員等68 電算6 SE5)
平成31年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity子ども・子育て支援	・Wel+子ども・子育て支援	事後	H31.1月システム更新による
令和2年3月31日	表紙-特記事項	給付認定の申請者の世帯状況や税額などの個人のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、情報漏えいの事態が生じないように申請書の保管については、鍵付の保管庫に日々収納するよう厳重に取り扱うように努める。	給付認定の申請者の世帯状況や税額などの個人のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。	事後	再評価に当たり文言を修正
令和2年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条  【各手続の根拠】 子ども・子育て支援法第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第59条 子ども・子育て支援法施行規則第15条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の8の項、94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条  【各手続の根拠】 子ども・子育て支援法第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第30条の3、第30条の5、第30条の7、第30条の8、第30条の9、第59条 子ども・子育て支援法施行規則第15条、第28条の12	事後	(R元改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正及び記載漏れの追加
令和2年3月31日	I-4 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2	事後	記載漏れの追加
令和2年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	14,040人(児4,710 保4,710 配4,620)
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 4② 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第59条の2	事後	(H29改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
令和3年3月31日	II-1いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	12,980人(児5,312 保4,034 配 3,634)